

令和4年4月1日

学校法人大阪観光大学経理規程第41条および第51条並びに
学校法人大阪観光大学財産管理に関する規程第10条における
物品等の発注及び検収手続きの基準及び業者との購入等契約に係る取引停止の基準

この基準は、学校法人大阪観光大学の教職員が法人の執行予算あるいは公的研究費等で物品等を購入する場合及び保守を依頼する場合等に適用する。

1 発注業務について

物品（備品、用品、消耗品）一件または一組の税込み額	発注者	留意点
20万円未満の発注	担当課又は教職員による発注とする。	請求書払いを基本とする。 原則として10万円以上の発注では見積書を取る。 （図書は除く。以下同じ） 業務遂行上、やむを得ず立替払いが必要な場合は、一回3万円未満について認められる。立替え金額が3万円以上の場合は事前に担当課に相談する。
20万円以上の発注	担当課からの発注を原則とする。 特別な事情のある場合は、事前に担当課に相談する。	請求書払いを基本とする。 50万円以上の発注では2者以上から見積りを原則とする。（※参照）。 科研費に係る発注で150万円を超える場合は「物品供給契約書」を作成する、 200万円を超える場合は、さらに「検査調書」を作成する。 納期が長期にわたる等複雑な取引は契約の目的・履行期間・支払金額・支払条件等必要事項を記した契約書を結ぶ。

※2者以上の見積書を必要としない場合は次の通り。

1. 他の調達先をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物件および特定役務の調達の相手方が特定されているとき。
2. 既購入品の更新又は補修に関する物件で他社製品を採用することが困難な場合。
3. その他、契約の性質、目的から競争見積になじまない、若しくは緊急やむを得ないと調達責任者が認めた場合。

2 検収業務について

	検収担当者	留意点
庶務課が検収を行う場合 (科研費等公的研究費に係る検収は庶務課のみとする)	管理課員とする。 検収担当者は、支払関係書類に検収日の表示と担当者印を押印する。	大きさ・重さ・形状等により、担当課への搬入が困難な場合は、使用場所・保管場所等に搬入し、納品確認所職員がその場に出向いて検収を行う。
庶務課以外の担当者が検収を行う場合	右欄の物品等の検収については、発注者以外の教職員が行う。 ※ただし、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われること。 発注者以外の検収担当者は、支払関係書類に検収日の表示と担当者印を押印する。	納品後、やむを得ず、管理課で検収を受けずに消費する物品等

注1) 担当課は備品台帳に記載する。発注者は、後日に発行される備品シールを当該備品に貼付する。また、使用場所・保管場所の変更や破棄については、事前に担当課に連絡する。

注2) 発注者は、検収印の押された書類(経費申請書、納品書など)を、必ず担当課に提出する。

3 取引停止について

①学長及び事務局長並びに法人本部長(以下、調達責任者等という)は、購入等契約を行おうとするもの(以下、業者という)が、別表に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの基準の定めるところにより期間を定め、当該業者との購入等契約に係る取引停止を行う。

②調達責任者等は、取引停止等の措置を講じた場合は、発注権限を有する者に対し当該措置の内容を通知する。

③取引停止の対象とする事案は、原則として公的機関からの通知によるもののほか、新聞の報道等により知り得たものとする。

④教職員は、契約の相手方である業者が次の各号に掲げる事項に該当することを知り得た場合、速やかに事務(局)長に報告しなければならない。

(1)別表に定める措置要件に定める事項に該当する場合。

(2)①から④に掲げるもののほか、学院に不利益を与え、または社会的信用を損なう行為を行った場合。

⑤調達責任者等は、別表の措置要件に該当する事案を、当該措置要件に規定する期間を長期に経過した後知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、取引停止措置を講じる必要があると認めたときはこの限りでな

い。

別表 取引停止の措置基準

事項	措置要件	最短期間	最長期間
虚偽記載	本学院発注の購入等契約(以下、本学院発注契約という)において、本学院に提出した資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として、不相当であると認められるとき。	1ヶ月	6ヶ月
過失での粗雑な契約履行	本学院発注契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたとして認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	1ヶ月	6ヶ月
契約違反	上欄の場合のほか、本学院発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1ヶ月	3ヶ月
公衆損害事故	本学院発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、または損害を与えたと認められるとき。	1ヶ月	6ヶ月
履行関係者事故	本学院発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき	1ヶ月	2ヶ月
贈賄 1	本学院の教職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	2ヶ月	12ヶ月
贈賄 2	官公庁その他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1ヶ月	9ヶ月
独占禁止法違反行為 1	本学院発注契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、独占禁止法という。)第3条または第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	3ヶ月	9ヶ月
独占禁止法違反行為 2	官公庁その他の公共機関の発注契約において独占禁止法第3条または第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2ヶ月	9ヶ月
談合等 1	本学院発注契約における談合または競争発注妨害の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3ヶ月	12ヶ月
談合等 2	官公庁その他の公共機関の発注契約における談合または競争発注妨害の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	2ヶ月	12ヶ月
補助金の不正受給を目的として不正行為	補助金等の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	2ヶ月	12ヶ月

	(以下、補助金適正化法という。)第 29 条若しくは第 30 条または詐欺罪の容疑により逮捕または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		
不正または不誠実な行為	上欄各項に掲げる場合のほか、業務(個人の私生活上の行為以外の業者の業務全般)に関し不正または不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1ヶ月	9ヶ月
その他 1	上欄各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1ヶ月	9ヶ月
その他 2	前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	調達責任者等が認定する期間	